

平成27年度

雇用施策実施方針

目 次

- 1 若者の安定雇用の確保・・・・・・・・・・ 1
- 2 女性の活躍推進・・・・・・・・・・ 2
- 3 高年齢者、障害者の就労支援と社会参加の実現・・ 3
- 4 人材不足分野等における雇用対策・・・・・・・・ 4
- 5 重層的なセーフティネットの構築・・・・・・・・ 5
- 6 働き方改革の実現・・・・・・・・・・ 6
- 7 島根県との一体的雇用対策の推進・・・・・・・・ 7
- 8 地域に応じた人材育成や良質な雇用機会の確保・・ 7

島根労働局

はじめに

島根労働局では、県内の雇用情勢に応じた施策を実施するため、島根県との協議により、「雇用施策実施方針」を策定し、一体的・機動的な雇用対策に取り組んでいます。

最近の島根県の雇用情勢は、緩やかに改善しており有効求人倍率も1倍を超える水準で推移しています。

先行きについては、消費税率引上げによる駆け込み需要の反動の影響が和らぎ、各種の経済対策の効果などを背景に、景気回復がより確かなものとなることが期待されますが、消費者マインドの低下、海外景気の下揺れなど景気を下押しするリスクにも注視が必要な状況です。

今日、若年者の県外流出や少子・高齢化の進展等により中長期的に大幅な人口減少が予想されるなか、島根労働局としては、島根県が実施する地方創生への支援を中心とした、人材確保の取組等の雇用対策を推進することが重要と考えます。

このため平成27年度においては、

- 1 若者の安定雇用の確保
- 2 女性の活躍推進
- 3 高齢者、障害者の就労支援と社会参加の実現
- 4 人材不足分野等における雇用対策
- 5 重層的なセーフティネットの構築
- 6 働き方改革の実現
- 7 島根県との一体的雇用対策の推進
- 8 地域に応じた人材育成や良質な雇用機会の確保

を主題と位置付け、島根県と島根労働局が連携して一体的・機動的に雇用対策を進めていくこととしております。

施策の実施にあたり本書のとおり「平成27年度雇用施策実施方針」を定め、県内の雇用対策を効果的に推進します。

雇用施策実施方針は、雇用対策法（昭和41年法律第132号）第31条及び同法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、島根労働局が実施する雇用施策について、島根県知事から意見を聴いて策定するもので、平成20年度から策定しています。

1 若者の安定雇用の確保

【島根県と国との具体的連携事項】

- 経済4団体等に対する求人要請
- 「1社1財」運動による県内企業に対する求人確保や早期求人提出の働きかけ及び「若者応援企業宣言」企業の周知
- ジョブカフェしまねとハローワークが連携した就職支援及び職場定着支援
- 地域若者サポートステーションとハローワークが連携した若者の自立支援

(1) 新規学卒者等の就職支援及び職場定着支援等

① 求人の確保

労働局・ハローワーク、島根県、島根県教育委員会、学校、産業界、労働界等による「新卒者就職・採用応援本部会議」の開催等を通じて、地域関係者の緊密な連携のもと、求人確保をはじめ就職支援に総力を挙げて取り組みます。

島根県及び島根県教育委員会等と連携のうえ、求人の確保及び求人への早期提出について、経済4団体等に協力を要請するとともに、「1社1財」運動、「若者応援企業宣言」により、県内企業にも働きかけます。

② 大学・高等学校・専修学校等の新卒者・既卒者に対する就職支援及び職場定着支援等

ハローワークやジョブカフェしまね等が大学等と連携のうえ、大学等への定期訪問による出張相談やセミナーの実施、大学等主催の企業説明会参加企業の確保支援など、大学等の新卒者及び既卒者の就職支援に取り組みます。

特に、県立大学等への出張相談にあたっては、学卒ジョブサポーターの担当制によりきめ細かな就職支援を行い就職率の向上に努めます。

若者と中小企業とのマッチングを強化するため、IT企業や「若者応援企業宣言」企業を対象とした企業説明会、生徒・保護者・企業との意見交換会、ジョブカフェしまねとの連携による就職面接会等を開催するなど、若者の就職支援に取り組みます。

なお、面接会等の開催に当たっては、より効果的な就職促進を図るため、島根県と連携し県内関係機関における就職面接会の開催日等スケジュールを調整します。

また、早期離職の防止や雇用環境の改善を目的として、入学後の早い時期からのインターンシップ、職場体験講習、就職ガイダンス等を実施するほか、大学生、高校の進路指導担当教員等を対象とした労働法制に関するセミナーの開催等により、キャリア教育支援を実施するとともに、就職後の労働条件、雇用環境等の把握に努め、相談支援体制の充実を図ります。

(2) フリーター等の就職支援・職業的自立への支援

① ハローワークとジョブカフェしまねの連携支援

ハローワークの「わかもの支援コーナー」において、フリーター等に対して就職支援ナビゲーターにより、予約制による職業相談・職業紹介、履歴書の作成指導など、きめ細かな個別支援を行うとともに、ジョブカフェの若年者対象事業と連携のうえ支援に取り組みます。また、若者の試行的な雇用を支援することにより正規雇用化を推進します。

② ハローワークと地域若者サポートステーションの連携支援

ハローワークは、若者の職業的な自立を支援する地域若者サポートステーション事業の周知を行い、若年無業者等を地域若者サポートステーションへ誘導するなど相互に連携のうえ、就労希望者に対し職業相談・職業紹介を行います。

③ 職業能力開発の促進

ハローワークは、就職活動に必要なスキルが乏しいフリーター等のニーズを踏まえ、求職者支援制度や雇用型訓練等の活用による就職支援を行います。

2 女性の活躍推進

【島根県と国との具体的連携事項】

- 島根県と連携した、女性の活躍推進や処遇改善等に積極的に取り組む企業を増やすための周知、啓発
- 「マタニティーハラスメント」防止のための啓発・助言指導

(1) ポジティブ・アクション（女性活躍推進のための積極的な取組）の推進

企業におけるポジティブ・アクションの一層の促進を図るために、関係法令の周知や好事例の紹介など島根県と連携して、周知・啓発を行います。

また、キャリアアップ助成金の周知・活用促進により処遇改善に取り組む企業を支援します。

(2) 仕事と子育て・介護の両立支援の推進

仕事と子育て・介護の両立支援に積極的に取り組む企業を認定（「こっころカンパニー」「くるみん」及び「プラチナくるみん」の認定）するなど島根県と連携して、男女労働者が安心して働ける職場環境づくりを推進します。

また、ハローワークのマザーズコーナー（松江・出雲）において、担当者による「就職実現プラン」の策定による個別支援や保育施設及び待機情報の提供を行い、子育て女性等の就職を支援します。

男性が育児に積極的に参加できるよう多様な働き方を選択できる職場環境づくり

を推進します。

島根県社会福祉協議会と連携し、保育士求人との積極的なマッチングに取り組めます。

(3) 「マタニティーハラスメント」防止のための啓発・助言指導

働く女性が妊娠・出産を理由に不当な扱いを受ける「マタニティーハラスメント」を防止するため、島根県と連携して企業に対する啓発・助言指導に取り組めます。

3 高年齢者、障害者の就労支援と社会参加の実現

【島根県と国との具体的連携事項】

- 島根県と連携した中高年求職者に対する再就職の支援
- 「島根県シルバー人材センター事業推進会議」等により連携を図り、多様な就業・社会参加を促進
- 「障害者就業・生活支援センター」による、障害者の生活面と就業面の一体的かつ総合的な支援
- 特別支援学校、福祉施設、医療機関、就労移行支援事業所等との連携強化による、福祉就労等から一般就労・雇用への移行推進と、障害者の試行雇用の促進
- 障害者雇用にかかる理解促進のための「障がい者雇用促進セミナー」の開催支援と障害者就業・生活支援センター、地域の関係機関が連携する「チーム支援」の充実等による就職支援機能の強化

(1) 高齢者の再就職の援助・促進

高年齢求職者に対して、就労・生活等に係る総合相談や職業生活の再設計に係る支援等、地域の関係機関と連携した再就職支援を行うとともに、地域のニーズに応じた技能講習等の実施により高年齢者の再就職を促進します。

(2) 高年齢者雇用確保措置

県内31人以上規模企業における高年齢者雇用確保措置については、全国と比較して着実にすすんでおり、それに伴い60歳以上の労働者も増加しています。このことに加え、30人以下規模の企業に対しても指導、周知啓発等を行い、県内の労働力の確保に取り組めます。

(3) 「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進

地方自治体と連携し、会員及び就業機会の拡大の取り組みを支援することにより、地域の多様な就業ニーズに応じたシルバー人材センター事業を推進します。

(4) 障害者雇用に係る理解促進と「チーム支援」の充実強化による就職支援

内企業の障害者雇用に対する理解を一層浸透させるため、島根県が開催する「障がい者雇用促進セミナー」を関係機関と一体となって支援します。

また、島根県と連携し、県内7つの障害者保健福祉圏域に設置している障害者就業・生活支援センターとハローワークが一体となって、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」により、障害者の就職促進及び定着支援等に取り組みます。

なお、障害者の雇用実績のない中小企業等に対しては、職場見学会の開催や島根県から障害者就業・生活支援センターに委託されている「障がい者チャレンジ事業」の活用等によるアプローチなどを強化し、障害者の更なる雇用促進に取り組みます。

(5) 特別支援学校、福祉施設、医療機関、就労移行支援事業所等との連携強化

労働局・ハローワーク、島根県、島根県教育委員会など地域の関係機関により「雇用移行推進連絡会議」を設置し、特別支援学校、福祉施設、医療機関、就労移行支援事業所等との連携体制の強化を図り、地域の関係者が一体となって福祉就労等から一般就労・雇用への移行推進及び障害者の試行雇用の促進に取り組みます。

また、特別支援学校と連携して職場実習先の確保に取り組みます。

(6) 障害者の職業能力開発支援の推進

島根県が実施する障害者を対象とした職業訓練について、積極的な制度周知と効果的な受講指示・あっせんに努めます。

4 人材不足分野等における雇用対策

【島根県と国との具体的連携事項】

- ものづくり産業やIT産業などの成長分野等（ものづくり産業、IT産業、介護、医療、保育、環境分野等）に対する、産業政策と一体となった人材確保の取組
- 各種助成金等、企業支援策の周知・広報

(1) 人材不足分野における人材確保

介護、看護などの社会保障関係分野や建設分野など人材不足が顕著な企業に対し、潜在有資格者等の掘り起こしや県外募集活動、島根県と連携した各種セミナー等の開催等を通じ、雇用管理改善を通じた「魅力ある職場づくり」を推進していくとともに、関係機関と連携のうえ就職面接会等を開催し、人材不足分野における人材確保支援に努めます。

(2) 正社員化の促進

キャリアアップ助成金等の周知・活用促進等による非正規職員の正社員化を促進していくとともに、ハローワークごとに業種や職種を重点化した求人開拓による正社員求人の確保を行い、これら求人に対する積極的・能動的マッチングの推進により正社員雇用の促進に取り組みます。

(3) 誘致企業の人材確保等雇用の創出

魅力ある雇用の場を創出するため、島根県が実施する企業誘致に対しては、地域ごとの雇用関連情報を積極的に提供し誘致への支援を行うとともに、県から提供された採用計画に基づく求人の確保や積極的なマッチング業務による人材確保など、引き続き連携を図ります。また、誘致企業をはじめ、ものづくり産業やIT産業における人材確保に対しては、関係機関と連携しマッチングの強化、地域雇用開発奨励金や就職面接会等を活用した人材確保に取り組みます。

また、UIターンの促進については、島根県や県外ハローワークとの連携により県内求人情報、就職面接会等の情報の積極的な提供など連携強化を図ります。

(4) 企業支援策の周知・広報

島根県と連携し、「企業支援施策説明会」等を開催し、地域雇用開発奨励金、労働移動支援助成金、キャリアアップ助成金、職業訓練など、企業が活用できる各種施策の周知・広報を実施します。

5 重層的なセーフティネットの構築

【島根県と国との具体的連携事項】

- 「島根県生活福祉・就労支援協議会」の設置による生活困窮者の就労支援
- 求人者・求職者ニーズを反映した職業訓練コースの設定
- 職業訓練が効果的と考えられる方への公的職業訓練情報の提供及び受講あっせん
- 訓練修了後の担当者制等によるきめ細かな就職支援

(1) 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援

福祉部門と雇用部門が連携を密にして、生活保護受給者をはじめ生活困窮者の就労による自立を促進するため、市町村とハローワークが「就労支援チーム」を設置して対象者の集中的な支援を行うとともに、ハローワークによる市町村への巡回相談の実施などワンストップ型の支援を行う「生活保護受給者自立促進事業」を実施します。

また、事業の実施にあたっては、島根県と労働局等との連携による「島根県生活福祉就労支援協議会」を設置するほか、市町村とハローワークの連携による「地域生活福祉・就労支援会議」を設置し、就労支援の目標を共有するとともに就労支援における役割分担等を協議し円滑な事業実施を図ります。

(2) 職業訓練コースの設定にあたっての連携促進

公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練コースの設定にあたり、内容設定や開催時期について効果的な設定ができるよう、労働局が把握した求人者及び求職者の職業訓練ニーズを島根県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根職業訓練支援センターに情報提供することにより連携を進めます。

(3) 職業訓練の実施による再就職支援

公共職業訓練・求職者支援訓練情報の提供及び訓練受講前のキャリア・コンサルティングにより、求職者の適性・能力を踏まえた適切な訓練への受講あっせんを行うとともに、訓練受講中から訓練実施機関と連携し、担当者制等きめ細かな就職支援に取り組みます。

6 働き方改革の実現

【島根県と国との具体的連携事項】

- 「働き方改革」を推進するための企業等への働きかけ及び周知広報
- 最低賃金遵守についての周知広報

(1) 長時間労働削減等に向けた「働き方改革」の推進

長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直し、時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進、多様な正社員制度などを進める「働き方改革」を推進するよう企業トップ等へ働きかけ、企業での取組事例について、島根県と連携し、ハローワークの窓口や企業訪問時等あらゆる機会を通じて周知広報を積極的に行います。

(2) 最低賃金引上げのための環境整備及び最低賃金遵守の徹底

最低賃金の遵守について、ハローワークの窓口や企業訪問時等あらゆる機会を通じて島根県及び市町村と連携し、周知広報を行います。

7 島根県との一体的雇用対策の推進

【島根県と国との具体的連携事項】

- 企業の雇用動向等に関する情報共有と人員整理等に関する機動的な対策、雇用維持及び離職者の再就職支援並びに円滑な労働移動の促進
- 島根県との協定に基づく雇用対策の一体的実施

(1) 企業の雇用動向等に関する情報共有と機動的な雇用対策の推進

県内の雇用情勢に関する情報、ハローワークの求人情報、各種施策の情報等を島根県と共有することにより、企業誘致対策をはじめ県の施策と連携した雇用対策を機動的に実施します。

また、人員整理等の発生が見込まれる場合には、島根県など関係機関と密接に連携して企業による雇用維持を支援するほか、状況に応じて円滑な労働移動を促し、離職者の再就職支援を行います。

更に、島根県が実施する移住者の就農支援対策と連携した就職支援を行います。

(2) 島根県との協定に基づく一体的実施事業の推進

島根県との間で締結した協定に基づく一体的実施事業として、学生・生徒や求職者等に対する就職支援、県内企業の人材確保に対する支援等、島根県と労働局が一体となって雇用対策を実施します。

(3) 個別労働紛争の解決に係る取組み

別労働紛争の迅速かつ適切な解決のため、島根県等と労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会を開催するほか合同相談会や合同研修会を開催するなどにより、労働相談・紛争解決機関の連携を引き続き促進します。

8 地域に応じた人材育成や良質な雇用機会の確保

【島根県と国との具体的連携事項】

- 島根県が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、創意工夫を活かして、地域における魅力あるしごとづくりとそれに必要な人材の呼び戻しや育成、定着などの取組への協力

(1) 大都市圏からの人材呼び戻しのための取組への協力

大都市圏の若者等を対象とした地元企業へのインターンシップなど大都市圏から地域に必要な人材を呼び戻す取組への協力を行います。

(2) 地域人材の育成・定着のための取組への協力

就職内定者や就職後 3 年目までの若年者を対象とした社員研修や処遇改善など地元企業や地元産業に必要な人材育成・定着にむけた取組への協力を行います。

(3) 島根県の地方創生の取組への協力

島根県が策定する地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定及びその施策実施に協力し、島根県や県立大学等と連携して、人口減少対策、産業雇用対策、若年者対策等を総合的に支援していきます。